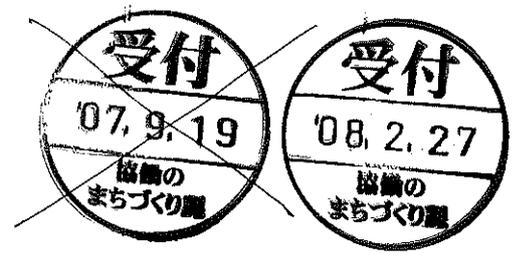


様式第5号(第7条関係)



令和8年2月27日

鹿沼市長 松井正一様

主たる事務所の所在地 栃木県鹿沼市万町931番地14  
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人遊・夢・悠  
代表者の氏名 高村義行  
電話番号 0289-74-7366



定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

	現 行	変 更 後
変 更 の 内 容	<p>定款第5条(事業の種類) この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)特定非営利活動に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 日常生活安心サポート「こま・おた」事業</li><li>② 移送サービス事業</li><li>③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</li><li>④ 福祉住環境の整備、住宅改修並びに指導、助言事業</li><li>⑤ 短時間型デイサービス事業</li><li>⑥ 障がい児日中一時支援事業</li><li>⑦ 【新設】</li><li>⑧ 【新設】</li></ul>	<p>定款第5条(事業の種類) この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)特定非営利活動に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 日常生活安心サポート「こま・おた」事業</li><li>② 移送サービス事業</li><li>③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</li><li>④ 福祉住環境の整備、住宅改修並びに指導、助言事業</li><li>⑤ 短時間型デイサービス事業</li><li>⑥ 障がい児日中一時支援事業</li><li>⑦ <u>障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業</u></li><li>⑧ <u>障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業</u></li></ul>

変 更 の 理 由	市民からの要望と当法人の事業拡大の計画とが一致したこと。
変更しようとする 時 期	令和8年4月1日（認可あり次第）

備考

- 1 「変更の内容」の欄には、変更しようとする定款の条文等について、現行と変更後の違いを明らかにして記載すること。
- 2 「変更しようとする時期」の欄には、変更しようとする時期を定めている場合のみ記載すること。



令和7年度 事業計画書  
(令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人 遊・夢・悠

1 事業実施の方針

コロナ感染症の影響で、デイサービス事業を廃業し、福祉有償運送事業も縮小しながら通院、買物などの移動支援を行って来ました。

その利用者の障がい者家族より「息子をグループホームに入所させようと考えて、見学をしてきたのですが、利用者が多いと息子が不安がり、職員も無資格、介護未経験の職員が多く不安になり入所を戸惑っていて困っています。」と悩みを打ち明けて頂きました。

この家族以外にも、障がい者家族が安心して暮らして行けるグループホームを作れないかと、市民からの要望が有りました。

今までの高齢者の介護支援と経験を利用して、障がい者家族の方が安心して利用出来るグループホームが出来るのではないかと思います事業拡大の計画と一致しました。

大きな施設とは違うアットホーム的で第二の実家の様に家族も気軽に来られて、利用者も利用者家族も職員達も、どんな小さな事でも気軽に相談できる環境の生活支援を目的としたグループホームを令和8年度に開業を目指して行きたいと思っています。

2 事業の計画に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

	事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
①	日常生活安心サポート「こま・おた」助け合い事業	家事援助、通院・外出等への付き添い、安保確認などの日常生活支援事業	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
②	移送サービス事業	通院、買物など、外出時の移動支援事業	通年	希望者宅等	2名	地域住民	370(千円)
③	介護保険法に基づく居宅介護支援事業	ケアプランの作成	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
④	福祉住環境の整備、住宅改修並びに指導、助言事業	福祉住環境の整備、住宅改修のアドバイスや軽微な工事	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
⑤	デイサービス事業	短時間デイサービス	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
⑥	障がい児日中一時支援事業	障がい児日中一時預かり	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
⑦	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業	障がい者 共同生活援助 介護サービス包括型グループホーム 【準備の為、施設改装中】	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	1822(千円) (改装費)
⑧	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 一般相談支援事業		実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
支出額合計							2192(千円)

令和 7年度 特定非営利活動法人に係る会計 活動予算書  
(令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人 遊・夢・悠  
(単位 : 円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
<b>1 事業収益</b>			
日常生活サポート事業収入	65,000		
通所介護事業収入	0		
福祉住環境等事業収入	0	65,000	
<b>2 その他収益</b>			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
<b>経常収益計</b>			65,000
<b>II 経常費用</b>			
<b>1 事業費</b>			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
<b>人件費計</b>	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信費	0		
保険料	233,990		
修繕費	1,500,000		
水道光熱費	322,221		
給食費	0		
消耗品費	0		
支払利息	0		
租税公課	53,200		
少額減価償却資産償却費	0		
車両費	66,611		
雑費	16,045		
<b>その他経費計</b>	2,192,067		
福祉住環境整備収入減価	0		
<b>事業費計</b>		2,192,067	
(1) 管理費			
役員報酬	0		
法定福利費	0		
交際費	0		
減価償却費	0		
租税公課	75,890		
支払手数料	2,860		
雑費	0		
<b>その他経費計</b>	78,750		
<b>管理費計</b>		78,750	
事業外費用(支払利息)	0	0	
<b>経常費用計</b>			2,270,817
<b>当期経常増減額</b>			
当期正味財産増減額			△2,205,817
前期繰越正味財産額			△6,570,671
次期繰越正味財産額			△8,776,488

令和8年度 事業計画書  
 (令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 遊・夢・悠

1 事業実施の方針

令和8年4月1日に介護サービス包括型グループホーム(定員6名)の開業を目指します。  
 障がいを持つ入居者1人ひとりの顔が見られる共同生活環境で、利用者の主体性を尊重し、支援者の手助けを得る事でその人なりの「自立した生活」をサポートする支援を基本理念として行きます。  
 入居者が安らげる場所と成るように「暮らす」「楽しむ」「自分らしく過ごす」と共に「自分の役割」「他者との関り」の中で「協力」「助け合い」「譲り合い」「支え合う」を職員と共に育てて行く事が出来るような支援体制を整え入居者一人ひとりに向き合い本人主体のサービスを提供します。

2 事業の計画に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

	事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
①	日常生活安心サポート「こま・おた」助け合い事業	家事援助、通院・外出等への付き添い、安保確認などの日常生活支援事業	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
②	移送サービス事業	通院、買物など、外出時の移動支援事業	通年	希望者宅等	2名	地域住民	900(千円)
③	介護保険法に基づく居宅介護支援事業	ケアプランの作成	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
④	福祉住環境の整備、住宅改修並びに指導、助言事業	福祉住環境の整備、住宅改修のアドバイスや軽微な工事	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
⑤	デイサービス事業	短時間デイサービス	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
⑥	障がい児日中一時支援事業	障がい児日中一時預かり	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
⑦	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業	障がい者 共同生活援助 介護サービス包括型グループホーム	令和8年4月～(予定)	事業施設	8名(予定)	入居者 6名(予定)	11240(千円)
⑧	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業		実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
支出額合計							12230(千円)

令和 8年度 特定非営利活動法人に係る会計 活動予算書  
(令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 遊・夢・悠  
(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
<b>1 事業収益</b>			
日常生活サポート事業収入	380,000		
障がい者グループホーム収入	17,582,577		
福祉住環境等事業収入	0	17,962,577	
<b>2 その他収益</b>			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
<b>経常収益計</b>			17,962,577
<b>II 経常費用</b>			
<b>1 事業費</b>			
(1)人件費			
給料手当	7,856,800		
法定福利費	0		
福利厚生費	898,722		
<b>人件費計</b>	<b>8,755,522</b>		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信費	117,490		
保険料	233,990		
修繕費	0		
水道光熱費	680,000		
給食費	2,040,000		
消耗品費	204,000		
支払利息	63,969		
租税公課	53,200		
少額減価償却資産償却費	0		
車両費	66,611		
雑費	16,045		
<b>その他経費計</b>	<b>3,475,305</b>		
福祉住環境整備収入減価	0		
<b>事業費計</b>		12,230,827	
(1) 管理費			
役員報酬	4,200,000		
法定福利費	0		
交際費	0		
減価償却費	0		
租税公課	75,890		
支払手数料	2,860		
雑費	0		
<b>その他経費計</b>	<b>4,278,750</b>		
<b>管理費計</b>		4,278,750	
事業外費用(支払利息)	0	0	
<b>経常費用計</b>			16,509,577
<b>当期経常増減額</b>			
当期正味財産増減額			1,453,000
前期繰越正味財産額			△8,776,488
次期繰越正味財産額			△7,323,488

## 臨時総会議事録

### 1. 開催日時及び場所

(1) 開催日時 令和8年1月10日 午後5時

(2) 開催場所 栃木県鹿沼市万町931番地14当法人主たる事務所

1. 正会員総数 10名 出席正会員数 10名

1. 出席理事の氏名 高村義行・高村佐江子・関口史・甲木ふさ子・天谷就

1. 出席監事の氏名 浅井盛久

### 1. 議長の選任に関する事項

議場の総意により、理事長高村義行が選任された。

### 1. 議事録署名人の選任に関する事項

議場の総意により、関口史並びに天谷就が選任された。

### 1. 議事の経過の要領及びその結果

#### 第1号議案 定款変更（事業目的等変更）承認の件

議長より、当法人が行う特定非営利活動に係る事業の拡大に伴い、定款第5条を次のとおりに変更したく詳細説明の後、その承認を求めた。議場は満場異議なくこれを承認可決した。

#### 定款第5条（事業の種類）

この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

① 日常生活安心サポート「こま・おた」事業

② 移送サービス事業

③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

④ 福祉住環境の整備、住宅改修並びに指導、助言事業

⑤ 短時間型デイサービス事業

⑥ 障がい児日中一時支援事業

⑦ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業

⑧ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

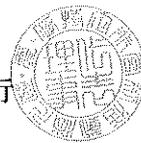
以上で本日の審議を終了したので、議長は閉会を宣し、散会した。

上記議事の経過の要領及び議案別議決の結果を明確にするため議事録を作り、議長並びに議事録署名人は次に記名捺印する。

令和8年1月10日

特定非営利活動法人遊・夢・悠 臨時総会

議長 高村 義行



議事録署名人 関口 史



議事録署名人 天谷 就



# 特定非営利活動法人 遊・夢・悠 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 遊・夢・悠 という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県鹿沼市万町 931 番地 14 に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、高齢者や障がい者など地域社会で助けを必要としている人に対し相互扶助の精神で気軽に助けを求められるサービスを提供し、また、サービスを提供する側の人にも生き甲斐を感じてもらえるようにすることで、地域の絆を深め誰もが生き甲斐を持ち安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 日常生活安心サポート「こま・おた」事業
- ② 移送サービス事業
- ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ④ 福祉住環境の整備、住宅改修並びに指導、助言事業
- ⑤ 短時間型デイサービス事業
- ⑥ 障がい児日中一時支援事業
- ⑦ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- ⑧ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)



における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体
- 2 理事会が別に定めた規則において、社員以外の会員をおくことができる。

#### (入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以下
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。



- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)



第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。



(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または、電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第2項、第 30 条第1項第2号及び第 50 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者、電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または、電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日



(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。



(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第 44 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、



理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加又は更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併



- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高村 義行
理事	高村 佐江子
理事	黒子 明彦
理事	小池 利恵
理事	関口 史
監事	塩田 盛久

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から26年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から26年3月31日までとする。

